

社会福祉法人 翔洋会 特別養護老人ホーム 富山荘

事業継続計画（BCP）

水害編 第2版

法人名	社会福祉法人 翔洋会	種別	介護老人福祉施設
代表者	理事長 松山 正春	管理者	井上 英美里
所在地	岡山市中区海吉 2306-1	電話番号	086-200-1050

目次

第1章 基本方針	3 頁
(1) B C P策定・運用の目的	3 頁
(2) B C Pの適用範囲	4 頁
(3) 事業継続の基本方針	4 頁
第2章 B C P推進体制	5 頁
(1) 本法人における平常時及び緊急時のB C P推進体制	5 頁
(2) 緊急時の参集体制と発動基準	6 頁
第3章 想定される被害状況	7 頁
(1) 各施設の位置状況	7 頁
(2) 被害想定	7 頁
(3) 緊急時対応概要フロー	9 頁
第4章 初動体制から事業継続まで	10 頁
(1) 発生直後から30分以内	10 頁
(2) 初動以後1時間経過	12 頁
(3) 対策本部及び拠点の役割及び分担	12 頁
第5章 今後のB C P改善	13 頁
第6章 その他	14 頁
第7章 付表等	14 頁

第1章 基本方針

当法人において事業継続計画（以下、BCP）を策定・運用する目的とともに、当法人の特性を踏まえ、緊急時に事業継続を図る上での基本方針は以下のとおりである。

（1）BCP 策定・運用の目的

BCP はあらゆる災害に対しての防止策を計画する防災計画とはその意味合いが異なり、災害発生後、その影響及び被害を最小限にとどめながら法人としての事業をいかに早期復旧し継続していくかを策定していくものであり、その基本方針は以下のとおりである。

① 利用者にとって

当法人は社会福祉事業及び公益事業を運営し、特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・通所介護・小規模多機能型介護事業所・居宅介護支援事業所・企業主導型保育事業所等のサービスを提供している。地震や豪雨などの災害発生によるサービス停止は、利用者の生命の危険や機能低下をもたらす恐れがあるため、災害時であっても命にかかわる最低限のサービスについては継続していく必要がある。

② 職員にとって

災害発生時にも事業を継続することにより当法人の経営を健全に保つことは、職員の雇用を守る上で重要である。また、災害時の職員の安全の確保に関しても本 BCP の中で併せて検討することにより職員の安心・安全や法人への帰属意識向上に繋がる。

③ 地域との連携

社会福祉法人という性質上、地域との連携は不可欠であり、その結果、地域の災害における被害減少につながる。当法人の特別養護老人ホーム灘崎荘・特別養護老人ホーム富山荘・特別養護老人ホーム藤田荘は岡山市の福祉避難所として指定を受けており、災害発生時には地域の要配慮者を受け入れる拠点となっている。また上記の3施設以外にも地域のケア会議やオレンジカフェ等の活動に参加するなど、日頃から地域と協力し活動を行っている。本 BCP の中で、災害時の対応方法や地域との連携について検討することにより、地域の災害対応力向上に寄与することができ、地域における当法人の存在感向上に繋がる。

事業継続をはかるためには、まず利用者及び職員の命を守る行動が最も重要なことであり、それに係る業務を最優先し、その他の業務は縮小、休止などの措置をとる。

同時に災害発生直後の初動体制が重要であり、ライフラインの断絶、支援がこないといった発生直後の混乱している時期を乗り切る体制を整備することが重要である。

地域との連携にあたっては、社会福祉法人という性格上、地域の要支援者がいた場合は受入態勢をとるべきではあるが、その状況下で受入に際し、支援できることを明確にし、実施することが重要である。

(2) BCP の適用範囲

本 BCP の適用範囲は、社会福祉法人翔洋会の全組織とする。

【適用拠点一覧】

施設名	所在地	構造	延床面積
灘崎荘拠点	岡山市南区彦崎 2300	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺 陸屋根 3 階建	3,852.72 m ²
富山荘拠点	岡山市中区海吉 2306-1	鉄骨造陸屋根 アルミニューム 板葺 5 階建	4,196.31 m ²
藤田荘拠点	岡山市南区藤田 2662-2	木造合金メッキ鋼板葺平家建	2,297.36 m ²
玉野山田荘拠点	玉野市山田 3275	鉄骨造陸屋根 2 階建	3,181.97 m ²
宮浦荘拠点	岡山市南区宮浦 209-1	鉄骨造陸屋根 3 階建	2,122.58 m ²
ジョウ・ キンダーガーデン	岡山市中区海吉 2306-7	木造メッキ鋼板葺平家建	1,327.35 m ²

(3) 事業継続の基本方針

①優先して行う業務

- ・入所者、職員の生命や生活を保護・維持するための業務を最優先業務とし、その他の業務を縮小または休止する。
- ・短期入所事業、通所事業は原則中止し、業務資源の復旧状況に応じて、順次に早期再開を目指す。
- ・法人内施設間で連携して災害時優先業務に必要な人員、事業所、資機材等の確保・分配にあたる。

【事業ごとの事業継続の必要性】

事業種別	実施施設	事業継続の必要性 (利用者や地域への 影響の大きさ)	事業継続の考え方
特別養護老人ホーム	灘崎荘・富山荘・藤田荘・ 玉野山田荘・宮浦荘	大	継続
短期入所生活介護	灘崎荘・富山荘・藤田荘	小	順次再開
通所介護・認知症対応型通 所介護	灘崎荘・藤田荘・宮浦荘	小	順次再開
小規模多機能型介護事業所	藤田荘	小	順次再開
居宅介護支援	灘崎荘・富山荘	大	継続
企業主導型保育事業所	ジョウ・キンダーガーデン	小	順次再開

②地域への協力

- ・地域の要配慮者は原則受け入れる。(福祉避難所含めて)
- ・近隣住民が被災し困難な状況に遭遇している際には、可能な範囲で援助・支援活動を実施する。

③行政との協力

- ・岡山市・玉野市と連携し、福祉避難所としての機能を可能な範囲で果たす。
- ・外部からのボランティアを受け入れるための体制を早期に構築する。

第2章 BCP 推進体制

(1) 本法人における平常時及び緊急時の BCP 推進体制は以下のとおりである。

平常時	緊急時 (BCP 発動時)	担当者	代行者 (緊急時)
推進責任者	災害対策本部長	理事長	法人本部事務局長
推進副責任者	災害対策副本部長	法人本部事務局長	法人本部職員・施設長・園長
推進員	災害対策本部長代理 (拠点管理者)	施設長・園長	副施設長もしくは準ずる役職者
	総務・連絡調整班(広報)	生活相談員・事務所職員	事務所職員
	救護・医療支援班	看護職員	介護 (課長・係長・主任)
	介護担当(ケア方法・シフト関係)	介護 (課長・係長・主任)	介護主任・ユニットリーダー・チームリーダー
	栄養・調理班	管理栄養士	看護職員

各担当の役割

(平常時)

- ①推進責任者 BCP の職員に対する意識づけの指導及び総括
- ②推進副責任者 責任者の補佐、教育訓練等の責任者
- ③推進員 年 2 回の避難訓練時における BCP 教育の実施責任者

内容	項目	内容及び習得目標	対象者	時期
研修	想定される災害について	岡山市における被害想定 災害知識の習得	初任者	随時
研修	事業継続計画の研修	職員の行動基準等 課題の検討、BCP の見直し	全員	年 1 回
訓練	避難訓練	消防・防災・避難確保計画に基づいた避難訓練	全員	年 2 回
訓練	事業継続計画の実施訓練	災害伝言ダイヤル等被災時の通信 訓練、非常食等	全員	年 2 回

※ 研修は年 1 回以上、訓練は介護施設が年 2 回以上、在宅サービスは年 1 回以上の実施が義務化。

推進員となっている各拠点リーダーは、年 2 回建物及び付属物の点検及び建物内部の什器等の転倒防止対策の確認、各備蓄品の状況を確認し、修繕及び不足な点があれば、改善に向けての提案を推進責任者に提出する。

推進責任者は各拠点リーダーから提出された建物の必要修繕箇所及び備蓄品の不足内容を検討し、事業継続計画に必要なものを調達する。

(緊急時 BCP 発動時)

- ①災害対策本部長 BCP 発動の判断。災害対応、事業継続の方針、指揮統制の決定権者。
- ②災害対策副本部長 災害対策本部長を補佐。災害対策本部長不在時の代理。
- ③災害対策本部長代理 必要な助言を行うなど災害対策本部長・副本部長を補佐、各拠点の情報収集及び指

④総務・連絡調整班 職員・家族の安否確認や外部機関（行政、自治会）との連絡調整に関する業務を行う。

⑤救護・医療支援班 医療看護業務の継続的な提供及び負傷者の手当てを行う。（看護職員が基本メンバー、看護職員不在の場合はその状況により対応）

⑥利用者介護対応班 入所利用者の生命機能維持のため、支援サービスの継続的な提供を行う。勤務ローテーション。

⑦栄養・調理班 利用者への食事提供業務を行う。

(2) 緊急時の参集体制と発動基準

地震における基準	全員	参 集	震度 4 以上で全員参集（防災計画基準）
		発 動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合発動し、ただちに災害対策本部を立ち上げる
水害等における基準	全員	参 集	大雨警報で参集
		発 動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合発動し、ただちに災害対策本部を立ち上げる

※ 参集にあたっては自ら及び家族の安否を確認し、可能と判断した場合参集する。困難な場合は拠点に連絡を行うが、ライフラインが断絶している場合は災害伝言ダイヤル等を活用する。

[illegible][illegible]

第3章 想定される被害状況

(1) 各施設の位置状況

施設名	種別	学区エリア	震度・揺れやすさ	水害レベル
灘崎荘拠点	介護	灘崎	震度 6 弱	施設西にある馬場池よりの浸水想定 駐車場の部分が 0.5m～1.0m 未満
富山荘拠点	介護	富山	震度 6 弱	100 年に一度の想定：想定無し 1000 年に一度の想定：1～2m 未満 津波による浸水：想定無し
藤田荘拠点	介護	藤田	震度 6 強	100 年に一度の想定：1～2m 未満 1000 年に一度の想定：2～3m 未満 津波による浸水：1～2m 未満
玉野山田荘拠点	介護	山田	震度 6 弱	100 年に一度の想定：想定無し 1000 年に一度の想定：想定無し 津波による浸水：0.01～1m 未満
宮浦荘拠点	介護	光南台	震度 6 弱	100 年に一度の想定：想定無し 1000 年に一度の想定：想定無し 津波による浸水：0.5～1m 未満
ジョウ・キンダーガ ーデン	保育	富山	震度 6 弱	100 年に一度の想定：想定無し 1000 年に一度の想定：2～3m 未満 津波による浸水：0.5m 未満

※ 学区エリア → 岡山市学区表より

※ 震度 → 岡山市ゆれやすさマップ・南海トラフ巨大地震による震度分布図（岡山県想定）より

※ 水害レベル → 岡山市洪水ハザードマップ・玉野市地域防災ハザードマップより

(2) 被害想定

令和 3 年 11 月岡山市更新の洪水シミュレーション条件設定では、以下の様になっている。

旭川水系	旭川・百間川	計画規模：48 時間の総雨量が 257 ミリメートル 想定最大規模 48 時間の総雨量が 756 ミリメートル
倉敷川水系	倉敷川	計画規模：48 時間の総雨量が 181 ミリメートル 想定最大規模 48 時間の総雨量が 709 ミリメートル

本法人の各拠点に関しては、上記のとおり浸水による水害レベルが藤田荘以外は低いエリアになっている。しかしながら灘崎荘以外の拠点に関しては河川の直近に位置している。このことから、藤田荘以外の拠点における水害レベルが低度であっても想定外の被害を考慮に入れるべきである。

ライフラインの被害復旧は次の通りの想定となる。（震災編と同様）

①通 信 家屋倒壊等により電柱被害が発生する。

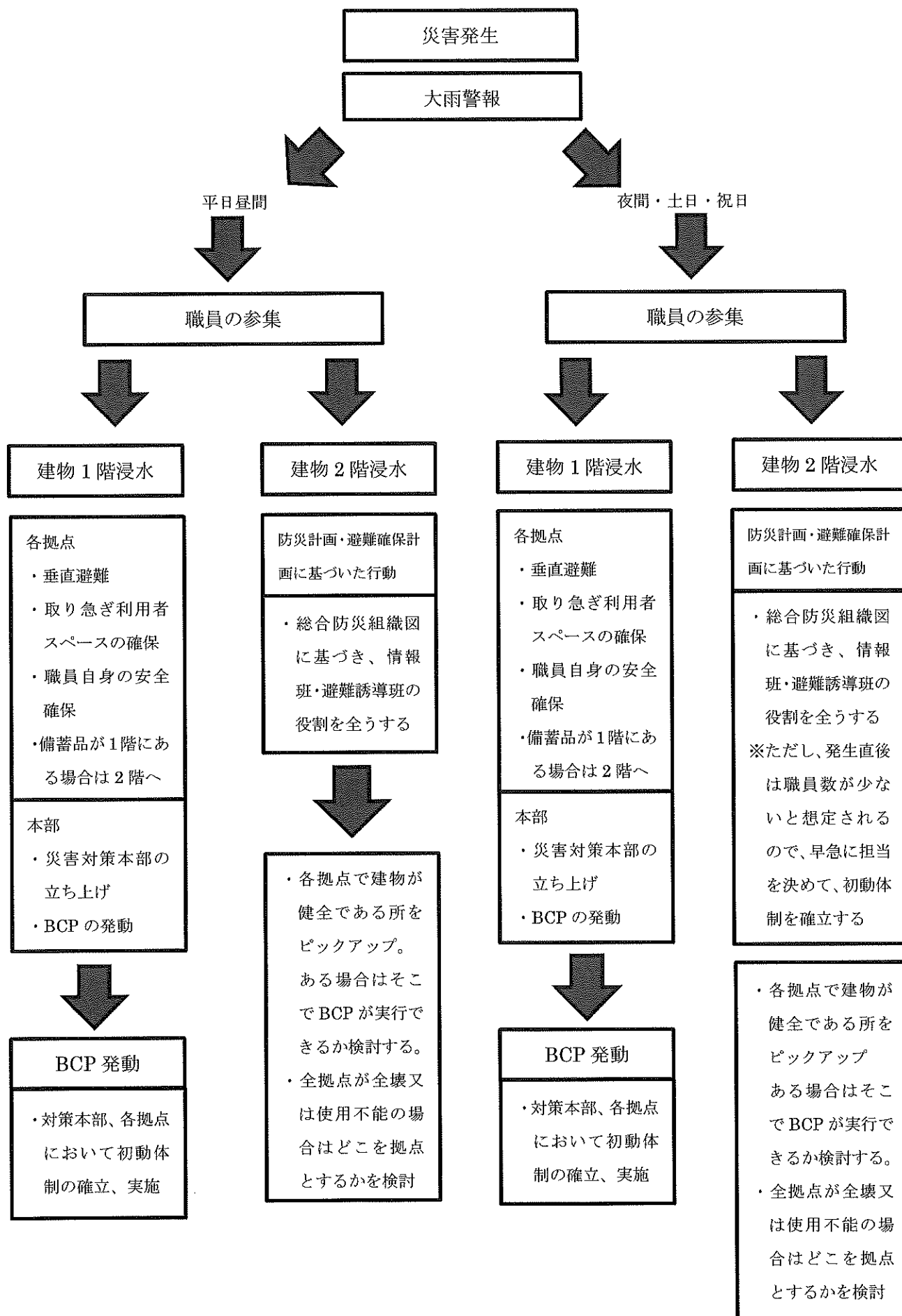
固定電話は、直後は停電による不通が生じ、78%の回線で不通になるが、1 日後には停電の回復により不通率は 2%まで回復する。

携帯電話は、基地局の非常用電源及び停電の回復により大きな不通エリアは生じない。
電力より少し遅れ、約 2 週間程度により応急復旧が完了する。

- ②電 気 家屋倒壊等により電柱被害が発生する。
広域で停電が発生し、約 91 万件（停電率 78%）が停電となる。
1 日後には系統の切替により多くの地域で停電が解消され、停電率は約 2%となる。
1 週間程度で応急復旧が完了する。
- ③上水道 水道供給施設や配水管等の損傷等及び停電により断水が生じて約 93 万人（断水率 48%）が断水被害を受ける。
1 日後には給水車等による応急給水対策を開始し、電力の回復により断水率は 27%まで回復する。
1 週間後には、応急復旧作業が本格化し、断水率は 15%まで回復、被害の小さい県北部では断水は解消される。
1 ヶ月で応急復旧の大部分が完了する。
- ④下水道 津波で浸水した下水道処理施設や揺れによる下水道管の損傷等及び停電により機能支障を生じ、約 100 万人（支障率 85%）が被害を受ける。
1 日後には、電力の回復により支障率は 34%まで回復する。仮設トイレ・簡易トイレが設置される。
上水道復旧が優先されるため、上水道の管路被害が大きい県南部では、1 週間までは下水道の復旧が進まないが、県北部では支障が解消される
1 ヶ月で下水管路の応急復旧が完了する。
- ⑤都市ガス 県南部において緊急停止装置による停止及び管路被害により地震発生直後で約 30%の供給停止となる。
安全が確認された地域では順次供給を開始する。
1 週間後ぐらいから応急復旧が本格化し、1 ヶ月後には回復する。

大規模災害時における事業継続計画（岡山県 令和 2 年 3 月より）

(3) 緊急時対応概要フロー



※ 夜間の場合は職員数が少ない為、垂直避難に際してもマンパワーが圧倒的に不足することが予想されるため、長期予報などを考慮し、警報レベルに達しない場合でも参集を視野に入れる。

第4章 初動体制から事業継続まで

(1) 発生直後から 30 分以内

① リスクの抽出

項 目	内 容	必要事項
1. 冷暖房	停電等により全館使用不可	ポータブルストーブの備蓄必要 毛布等の備蓄必要
2. ガス	供給停止で使用不可	カセットコンロの備蓄必要
3. 水	上下水道とも使用不可	備蓄飲料水の利用計画 自立者用にペットボトルの備蓄 トイレには袋タイプの簡易トイレ備蓄必要
4. 電気	停電	非常用設備及び自家発電無し 懐中電灯の備蓄必要
	携帯電話の通話制限	通信機器の充電に乾電池、充電器の備蓄増量と購入
	エレベーター停止	閉じ込められた場合の対応検討
5. 医療	医療機関は受け入れ困難	看護師を中心にケア 必要な救急講習受講の必要性
6. 食事	非常食のみ	計画的な提供 乾パン以外の非常食必要
7. データ等	PC 使用不可	利用者情報のバックアップ (クラウドの活用、携帯に写真保存等)

② 発生直後の業務

業 務	内 容	体 制
1. 避難誘導	消防・防災・避難確保計画に基づく行動 可能であれば車両を浸水しない場所へ移動	在所職員（自立入所者の協力）
2. 建物等の被害確認	同上 被害個所の写真	在所職員
3. ライフラインの被害確認	使用できるもの、不可なものを即抽出し、情報提供	在所職員
4. 利用者の安否確認	即確認	在所職員
5. 緊急を要する者の処置	応急処置、医療機関への搬送	在所職員

在所以外の職員は2. (2) の基準により参集となる。ただし、自身の生命への影響、在宅での安全確保が確認されない場合は参集できない旨を報告する。

災害対策本部が立ち上がる前に、即行動しなくてはならないケースがほとんどだと思われるので、拠点リーダー（または代行者）は、在所職員とともに分担し、まずは利用者及び職員の安否確認を行う。（建物が深刻な被害状況にある場合は避難行動を最優先とする。その場合は避難確保計画による。）

その時点で搬送措置など生命にかかわる事態が生じたときは、その場で判断し、迅速な対応をとることとする。

なお、参集にかかる通信手段は、携帯等は輻輳回避のため制限されている可能性が高い為、災害伝言ダイヤル等の活用などをはかる。

安否確認後、拠点リーダー（または代行者）を中心に簡潔にミーティングを行い在所の職員数、被害状況の情報を共有して、継続できる業務を抽出し実施する。

体制が整った段階で、利用者家族への安否確認の連絡を行う。

③ 継続する業務内容（初動から 3 日間）

	夜勤のみ	出勤 3 割	出勤 5 割	出勤 7 割	出勤 9 割
業務基準	利用者・職員の安全確認のみ	命を守るための最低限の業務	食事・排泄・医療を中心に	通常の業務体制に近づく	ほぼ通常の業務
食事	応援が入るまではなし	在所職員で必要な方へ介助、備蓄品使用	一斉ではなく順次介助、栄養補助食品・簡易食品等活用	一斉ではなく順次介助、栄養補助食品・簡易食品等活用	ほぼ 3 食提供、食事時間は流動的に対応、ほぼ通常通り
排泄	優先度合いを見て介助	優先度合いを見て介助	優先度合いを見て介助	通常体制	通常体制
口腔ケア	休止	応援あるまでは休止	経管栄養者実施	食事時間に合わせて実施	ほぼ通常通り
入浴	休止	失禁等で必要性のある方から清拭実施	休止 清拭の実施検討	清拭実施	清拭実施
離床更衣	休止	離床回数減実施 更衣汚れた場合のみ	離床回数減実施 更衣汚れた場合のみ	離床回数減実施 更衣実施	通常体制
清掃等	休止	休止	感染予防による清掃	感染予防による清掃	通常体制
洗濯	休止	休止	見通しがつくまで必要最低限	見通しがつくまで必要最低限	通常体制
感染対策	消毒液を配置	消毒液を配置	消毒液を配置	消毒液を配置	消毒液を配置
機能訓練	休止	休止	休止	休止	休止
医療体制	トリアージ 応急処置 救急搬送	応急処置 救急搬送 配薬・服薬中心	全員の健康チェック 必要時、受診	全員の健康チェック 必要時、受診	通常体制

バイタル測定	休止	状況を見つつ必要に応じて	状況を見つつ必要に応じて	健康チェック	通常体制
メンタルケア	状況を見つつ継続	状況を見つつ継続	状況を見つつ継続	状況を見つつ継続	状況を見つつ継続
問合わせ対応	対応し、記録	対応し、記録	対応し、記録	対応し、記録	対応し、記録
夜勤	在所職員で対応	在所職員で対応	在所職員で対応	在所職員で対応	在所職員で対応
短期・通所	休止	休止	休止	休止	再開検討
緊急の受け入れ	休止	休止	休止	状況見て検討	検討
ケアプラン作成	休止	休止	休止	休止	休止
保険請求等	休止	休止	休止	休止	休止

(2) 初動以後 1 時間経過

BCP を発動し、災害対策本部を設置。

災害対策本部は基本的に本部のある特別養護老人ホーム灘崎荘に設置するが、その時点での状況により一番被害の少ない拠点に本部を置くこととする。

(3) 対策本部及び拠点の役割及び分担

共通理解として平常時で自由に使えているものが使えない状況に慣れる。

初動から 1～2 日間はライフラインがほとんど使用できないことをしっかりと理解する。

①災害対策本部

災害地の指揮中枢にあつて、組織編成や災害活動の指揮統制を行い、事業継続へむけての活動を総括する。

- ・ 情報収集による災害規模の把握。
- ・ 自治体からの医療提供、給水状況、食事提供の情報収集。
- ・ 事業継続へ向けての実施内容の判断（被害状況を把握し継続か、困難かの判断）
- ・ 各拠点での人員配置の調整
- ・ 拠点の被害状況を把握し、復旧に向けて各業者への連絡。
（すぐは対応できないが、早期復旧に向けて最善を尽くす）
- ・ 自ら修繕できるものを把握し、職員の協力の下で復旧する
- ・ 復旧に向けての資金管理

②各拠点

発生直後の業務、簡易ミーティング後に必要最低限の設備資源の確保を行う。

- ・ 利用者スペースの確保→被災状況にもよるが、暖房が使用できないことから 1 人分のパーソナルスペースを確保しつつ暖かさがいきわたるスペースを用意する。夏季にあつては熱中症予防に配慮したスペースが必要である。
- ・ 電力→自家発、懐中電灯等の準備
- ・ トイレ→簡易トイレの設置。排泄用品や簡易トイレ袋の集積場所の確保
- ・ 暖房→乾電池式ポータブルストーブの配置（夏季にあつては扇風機等の配置）
- ・ 食事→備蓄品、簡易食品の準備（カセットコンロ）
- ・ 水→飲料水の備蓄チェック

- ・職員の出勤割合に応じた業務の遂行を心掛ける（緊急時にあって、無理をすると小さなことから違う被害が広がる）

●水害以後、発生から3日以内の対応

徐々に被害の概要がわかり、緊急の体制も固まりつつある状況下で早期復旧への足掛かりとなるように対応する。

- ・感染予防に努める（BCP 感染症編及び各拠点の感染症マニュアルに基づく対応）
- ・利用者のみならず、職員の健康チェックも怠らないように努める
- ・参集できていない職員の安否確認
- ・対策本部への必要情報連絡（緊急物資要請、ライフラインの復旧状況等の把握）
- ・職員体制を鑑み、状況によりボランティアの受け入れ検討（ボランティアの宿泊・食事などの確保等を検討）
- ・地域の要介護及び要支援者の受け入れを検討（状況を的確に判断し、無理に受け入れはしない）

●4日目以降

- ・安全管理を確認しながら、利用者スペースを通常に戻していく
- ・職員シフトも参集状況を見ながら、通常体制へ
- ・職員の健康状態もしっかりとケアを行う、休憩スペース等の確保も必要
- ・備蓄品で不足となってきたものを可能な範囲で補充
- ・通信手段も復旧していると予想されることから、医療機関等との連絡を確保し、利用者の健康に配慮し対応する

（4）法人内支援について

情報を共有し、必要な場所に人員・資金・物資を充足させる。

水害が発生した場合、出勤できない職員が出てくることが予想されると共に、備蓄物資（医療品・排泄用具・食料等）の消耗が激しく、その施設にて賄えなくなる事となる。その場合、人員においては法人内の「職員の施設間勤務応援に対する臨時措置について」に基づき、当該施設への応援が可能な人員を選抜し支援を行う。

また、資金及び物資に関しては、当該施設と随時連携をとりながら、その他法人内施設管理者と協議の上、必要な支援を行う。

第5章 今後のBCP改善

① 備蓄品の再検討

今後、研修・避難訓練等の過程で備蓄品の内容を再検討して不足している物を出していき、ライフラインが使用できなくなった場合に重要な役割を担う備蓄が不足していないかを確認していく必要がある。不足がある際には財政状況を鑑みながら十分な備蓄を行っていかなければならない。

② 内容の修正

各拠点の意見も参考にして、内容に修正・追加があれば見直し時期以外でも検討する。

第6章 その他

1. 本計画は令和4年7月1日より施行する。

本計画は令和4年11月24日より施行する。

「第4章（4）法人内支援について」を追加

第7章 付表等

1. 各拠点総合防災組織図
2. 各拠点備蓄品一覧表